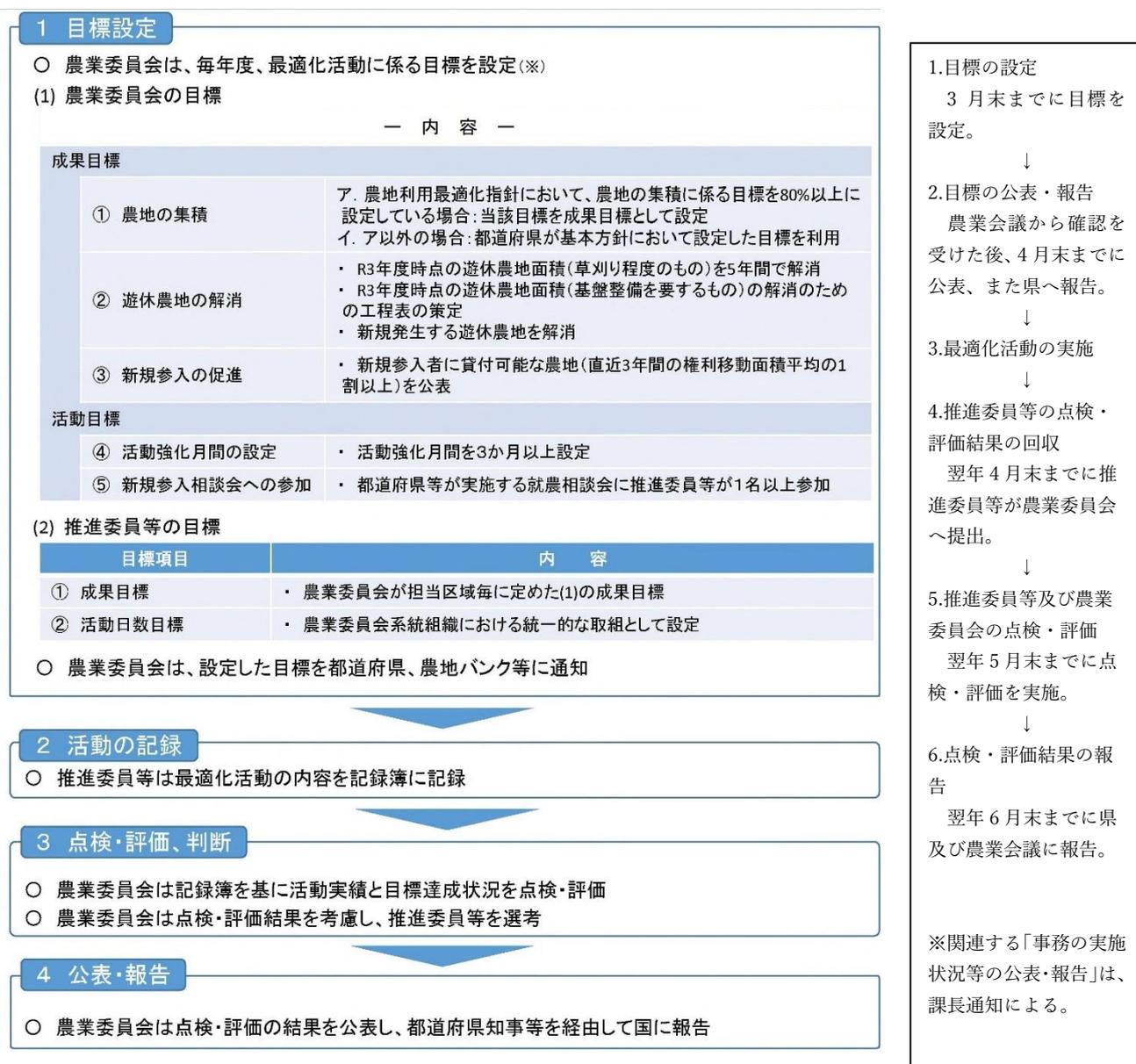


最適化活動の目標設定及び点検・評価について

1 概要

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会が行うこととされている最適化活動について、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(局長通知)」及び令和4年2月25日付け農林水産省農地政策課長通知(課長通知)に基づき、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、その翌年度に、目標達成状況の点検・評価を行い、その結果を公表するものとされている。

2 事務の流れ



3 最適化活動目標の設定及び公表・通知

毎年度、農業委員会が設定する目標として、3月末までに①成果目標と②活動目標を設定し、4月末までに農業委員会ネットワーク機構の確認を受けた上で、ホームページへの掲載等により公表するとともに、県への報告や農地中間管理機構への通知を行うこととされている。(課長通知の別紙様式1により公表・通知を行う。)

① 成果目標

ア 局長通知の別表1で掲げる者(認定農業者等)への農地の集積

県が定めた目標、または、県の目標に即して市町村ごとに目標設定の考え方が示されているときは、当該目標をもとに設定。

H26千葉県基本方針より抜粋				
目標年次におけるその利用集積の目標を地域区分ごとに示すと、おおむね次に掲げるとおりです。				
地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等 面積
	ha	ha	%	ha
都市農業地域	20,700	9,900	48	6,300
平地農業地域	82,200	47,400	58	35,400
中山間農業地域	25,100	8,000	32	8,200
合 計	128,000	65,300	51	49,900

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業(水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、おおむね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、機構から借り受けた面積も含む

イ 遊休農地の解消

(i) 既存遊休農地の解消

(a) 緑区分の遊休農地解消

令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分遊休農地を令和4年度から令和8年度までに、毎年度、当該農地面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定。

(b) 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を解消するための工程表を策定することを目標として設定。(国から工程表作成例を配布予定との回答はありましたが、今のところ情報はありません。)

(ii) 新規発生 of 遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を全て解消することを目標として設定。

ウ 新規参入の促進

農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表する。

また、上記の公表面積は、H28～H30年度の間権利の設定・移転が行われた面積の平均1割以上を目標として設定。

但し、局長通知 Q&A では、直近3か年分の農地面積の平均1割以上を目標とするという内容修正を検討中であるとの説明があったが、現状、修正通知や様式の情報提供は国から来ておりません。

○推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情(農地面積、遊休農地面積等)を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イの a(a)及び b並びにウの目標を設定するものとする(①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする)。

その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

↑局長通知において、推進委員等の担当区域ごとに、黄区分の遊休農地目標を除いた部分を設定することとされている。

局長通知 Q&A の 7-5 では、基本的にこの「担当区域」とは、農業委員会法第 17 条第 2 項による推進委員の委嘱時に定めた区域であるとしつつ、管内農地全域を補うことができるのであれば、上記と異なる区域を設定するものでもよい、との見解が示されている。(区域ごとの目標値の合計が農業委員会全体の目標値と一致する。)

設定方法としては、1つの区域に推進委員等を配置して当該区域ごとで目標を設定するか、または、1つの区域で複数人が活動する場合は、その区域の目標を委員間で按分する、という考えが示されている。(区域の目標を委員間で共有し、地区全体を複数人である、という方法は取れない。)

② 活動目標

ア 各推進委員等が最適化活動を行う日数

月当たりの活動日数を目標として設定。(農地利用最適化交付金の評価点と照らして検討。)

イ 最適化活動を強化して実施する月

活動強化月間として3月以上を設定。

ウ 新規参入の促進のための相談会への参加

推進委員等が1名以上参加することを目標として設定。

4 最適化活動の記録と点検・評価

① 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成及び点検・評価

各推進委員等は、毎年度、実施した最適化活動の内容等を記録した活動記録簿を作成し、当該記録簿に基づき、最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を活動年度の**翌年度4月末**までに農業委員会に提出することとされている。(課長通知の別表に目標項目ごとの点数が示されている。**別紙様式3**に集計及び評価の結果を記入し、提出してもらう。)

② 農業委員会の最適化活動の点検・評価及び報告

上記①により、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を、活動年度の**翌年度5月末**までに、総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するとともに、農業委員会の目標達成状況について、点検・評価を行う。

この農業委員会が実施する各推進委員等の点検・評価及び結果の通知は、別紙様式3の2に記入の上、返送する方法で行う。

また、農業委員会の最適化活動の点検・評価は課長長通知の**別紙様式4**により行う。

③ 最適化活動の点検・評価結果の公表・報告

①と②により点検・評価を実施後、その結果を課長通知の**別紙様式4及び5**により、県知事及び農業委員会ネットワーク機構に報告。

5 農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

活動年度の**翌年度の6月末**までに、**別紙様式5**をホームページに掲載するなどして公表するとともに、課長通知の**別紙様式6**にその内容を取りまとめて、県知事及び農業委員会ネットワーク機構に報告。(この事務については、課長通知の5による。)

3 経営第2584号
令和4年2月2日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

農業委員会による最適化活動の推進等について

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針（法第7条第1項の指針をいう。以下「指針」という。）を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない（法第7条第3項）とされている。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない（法第37条）とされているところである。

この点、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要である。

さらに、最適化活動を実施するに当たっては、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員との役割分担及び連携が適切に図られることが必要である。

以上の点を踏まえ、下記のとおり、最適化活動の目標の設定、推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方をまとめたので、御了知の上、貴管下の市町村及び農業委員会に対する周知をお願いする。

記

第1 農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

1 基本的な考え方

推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたる。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は、次のとおり、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

(1) 最適化活動の目標の設定

① 成果目標の設定

農業委員会は、毎年度、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア 別表1に掲げる者への農地の集積（以下「農地の集積」という。）

イ 遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に掲げる農地をいう。以下同じ。）の解消

ウ 新規参入の促進（農業への新たに農業経営を営もうとする者（以下「新規参入者」という。）の参入の促進をいう。以下同じ。）

② 活動目標の設定

農業委員会は、毎年度、①の目標を達成するため、最適化活動の活動目標を次により設定するものとする。

ア 各推進委員等が最適化活動を行う日数

イ 最適化活動を強化して実施する月（以下「活動強化月間」という。）

ウ 新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」という。）に参加すること

(2) 最適化活動の点検・評価並びにその結果の公表及び報告

推進委員等は、最適化活動の具体的な実施状況を記録簿に記録し、農業委員会は、当該記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表す

るとともに、都道府県知事に報告するものとする。

2 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。ただし、別表2に掲げる市区町村の農業委員会については、別紙の最適化活動の目標の考え方にに基づき設定するものとする。

(1) 成果目標の設定

① 農業委員会の目標の設定

農業委員会は、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア 農地の集積に係る目標

農業委員会は、指針において令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標として設定するものとする。

これに該当しない農業委員会の場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。）を目標として設定するものとする。

イ 遊休農地の解消に係る目標

農業委員会は、次のa及びbにより目標を設定するものとする。

a 既存の遊休農地の解消

(a) 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じ。）により判明した「緑区分の遊休農地」（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のアの(ウ)のaに該当する農地をいう。以下同じ。）を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとする。

(b) 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和3年度の利用状況調査により判明した「黄区分の遊休農地」

(運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいう。以下同じ。)については、都道府県、市町村、農地バンク(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとする。

b 新規発生 of 遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するものとする。

ウ 新規参入の促進に係る目標

農業委員会は、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積(農地法第3条第1項の規定による許可及び基盤強化法第19条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによる権利の設定又は移転に限る。)の平均の1割以上となることを目標として設定するものとする。

② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情(農地面積、遊休農地面積等)を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イのa(a)及びb並びにウの目標を設定するものとする(①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする。)

その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

(2) 活動目標の設定

① 推進委員等が最適化活動を行う日数

農業委員会は、推進委員等の活動量が成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとする。

② 活動強化月間の設定

農業委員会は、毎年度、活動強化月間として3月以上を設定することを

目標として設定するものとする。

③ 新規参入相談会への参加

農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとする。

(3) 最適化活動の目標の公表及び報告

農業委員会は、毎年度、4月末までに、(1)及び(2)により設定した最適化活動の目標について、個人情報を除き、5の(1)により都道府県機構（法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の確認を受けた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

報告を受けた都道府県知事は、5月末までに、管内の農業委員会の最適化活動の目標を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）を経由し、経営局長に報告するものとする。

3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1) 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

① 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿を作成するものとする。

農業委員会事務局は、記録簿の作成が適切に行われているかを適宜確認し、必要に応じて、推進委員等に対して助言するものとする。

② 推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施

ア 各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。

イ 農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会（法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。）において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとする。

③ 推進委員等の選考における点検・評価結果の活用

農業委員会は、推進委員を委嘱するに当たり、②のイによる点検・評価

を受けたことのある者の選考を行う場合は、当該点検・評価の結果を考慮するものとする。

なお、市町村長が農業委員を任命する場合も同様とする。

(2) 農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施

農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

4 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び都道府県知事等への報告

(1) 点検・評価結果等の公表

農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果（以下「点検・評価結果等」という。）を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。

(2) 点検・評価結果等の報告等

- ① 農業委員会は、点検・評価結果等を取りまとめた上で、6月末までに、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により報告を受けた管内の農業委員会の点検・評価結果等について、地方農政局長を経由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。
- ③ 経営局長は、②の報告の内容を確認した上で、最適化活動の更なる推進に向け、農業委員会等に対して、優良事例の紹介等を行うものとする。
- ④ 農業委員会は、点検・評価結果等を踏まえ、最適化活動の改善を図るものとする。

5 関係機関との連携

(1) 関係機関への通知等

最適化活動の目標の達成に向けては、農業委員会が、関係機関（都道府県、市町村、都道府県機構及び農地バンク）と連携することが重要であり、最適化活動の目標を決定したときは、その内容を次により関係機関に通知するものとする。

- ① 農業委員会は、2により最適化活動の目標を決定した場合は、速やかにその内容を都道府県機構に通知するものとする。

- ② ①の通知を受けた都道府県機構は、当該目標が2の(1)及び(2)に基づいて適切に設定されていることを確認した場合には、その旨を農業委員会に連絡するものとし、最適化活動の目標が適切でないとは判断される場合には、農業委員会に対し、当該目標を修正すべき旨の助言をするものとする。
- ③ ②により当該目標を確認した旨の連絡を受けた場合、農業委員会は、最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに対し速やかに通知するものとする。また、②により当該目標を修正すべき旨の助言を受けた場合、農業委員会は、当該目標について都道府県機構と協議し、その結果を踏まえた最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに通知するものとする。

(2) 市町村との連携

市町村は、基盤強化法第6条第2項第4号に掲げる目標を達成する観点から、最適化活動と密接に連携し、農地の集積を進めるものとする。

6 その他

(1) 推進委員等の委嘱又は任命の取扱い

年度途中で推進委員等の委嘱又は任命が行われた場合は、当該推進委員等の担当区域の最適化活動の目標は、新たに委嘱又は任命された推進委員等に引き継ぐものとし、3の(1)の②のアの点検・報告は、委嘱又は任命された推進委員等が行うものとする。なお、推進委員等は、任期満了の際に、任期満了日の属する年度における最適化活動の実施状況について点検を行った上で、その内容を農業委員会事務局に提出するものとする。

(2) 様式その他必要な事項

本通知に基づく取組に必要な様式その他必要な事項は、経営局農地政策課長が別に定める。

第2 推進委員と農業委員の役割分担、中立委員の選考等

1 推進委員と農業委員の役割分担、総会への推進委員の出席

(1) 推進委員と農業委員の役割分担

推進委員を設置している農業委員会においては、推進委員と農業委員とが連携して最適化活動を実施することが必要であるが、役割分担が明確化されないまま農業委員が最適化活動を実施することで、農業委員の事務負担が増大したり、推進委員が主体的に活動できないといった声もある。

最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、推進委員及び農業委員の役割

分担を明確に定めた上で、推進委員及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当である。

その際、推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の幹旋等の最適化活動を実施し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を行うという役割分担が基本である。

(2) 総会への推進委員の出席

推進委員が最適化活動により把握する地域の農地の状況に関する情報は、農業委員会が行う農地の権利の設定又は移転の許可等の事務と密接に関係している。このため、農地の権利の設定又は移転の許可等を総会で審議する場合、農業委員会は、その農地が所在する区域を担当する推進委員に対して総会に出席して意見を述べる機会を提供することが適当と考えられる。

2 中立委員の選考等

(1) 中立委員の選考

市町村長は、農業委員の任命に当たり、農地の権利の設定又は移転の許可に際し公正性を期すため、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない中立委員を含めることとされている（法第8条第6項）。

中立委員には、弁護士、司法書士、行政書士その他の法令、行政、不動産、土地開発等に知見を有する者や農業分野以外の視点を持った者を任命することが適当である。

適当な候補者がいない場合は、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザーその他の農業者に対する支援を行っている人材を中立委員として任命することも検討されたい。

(2) 中立委員への研修、中立委員の役割の発揮

中立委員から、農業経験や地域農業に関する知見が少ないために、総会の場で発言しづらいという声もある。

このため、農業委員会は、中立委員が地域農業に関する知見を得られるよう、中立委員に対して地域農業の実情を知る機会を提供することが適当である。また、中立委員に求められる役割が十分に発揮されるよう、総会において、中立委員が発言する機会を積極的に設けることが適当である。

(別表 1)

記の第 1 の 1 の (1) の ① の ア の 別表 で 掲 げ る 者 は、 次 の い ず れ か の 者 を い う。

経営体	定 義
1 認定農業者	① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により経営改善計画の認定を受けた者 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人
2 認定新規就農者	基盤強化法第14条の4の規定により青年等就農計画の認定を受けた者
3 基本構想水準到達者	基盤強化法第6条第1項の規定により市町村が定める基本構想における農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成しているとみなせる者
4 集落営農経営	次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織（経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（1）の①のイに規定する「集落営農」をいう。）

(別表2) 最適化活動の目標の考え方を定める市区町村

都府県名	市 区 町 村 名
1 農業委員会の区域の全てが都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域に定められた次に掲げる市区町村	
埼玉県	蕨市
東京都	世田谷区 杉並区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 福生市 羽村市 日野市 多摩市 稲城市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 西東京市 狛江市 清瀬市
愛知県	大治町
大阪府	豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 守口市 忠岡町
兵庫県	尼崎市 伊丹市
奈良県	王寺町
福岡県	春日市 大野城市
沖縄県	那覇市
2 東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付け制限区域等が設定された次に掲げる福島県の市町村	
福島県	田村市 南相馬市 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 川内町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村

別紙

別表 2 に掲げる市区町村における最適化活動の目標の考え方

1 全域が市街化区域に含められた市区町村における目標設定

別表 2 の 1 に掲げる市区町村については、次の考え方に基づき農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 6 条第 2 項に規定する農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定するものとする。

(1) 成果目標の設定

① 農業委員会の目標の設定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域内の農地では、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第17条に規定する事業をいう。）を行わないこととされている。一方、市街化区域内の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく権利移動規制、農地の利用状況調査や所有者の利用意向調査の対象となっていることから、農地として適切に保全していく必要がある。

このため、最適化活動の成果目標は、本通知の第 1 の 2 の (1) の ① のイの遊休農地の解消に係る目標（同イの a の (b) を除く。）を設定するものとし、同アの農地の集積に係る目標及び同ウの新規参入の促進に係る目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第 1 の 2 の (1) の ② の農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

(2) 活動目標の設定

農業委員会は、本通知の第 1 の 2 の (2) の ① の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を設定するものとし、同②の活動強化月間の設定の目標及び同③の新規参入相談会への参加の目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

2 東日本大震災の被災市町村による目標設定

別表2の2に掲げる市町村については、次の考え方に基づき最適化活動の目標を設定するものとする。

ただし、大熊町及び双葉町については、町内の大部分の農地が営農再開困難であるため、営農再開が見込まれるまでの間、農業委員会の判断により目標を設定できるものとする。

(1) 成果目標の設定

① 農業委員会の目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第1の2の(1)の最適化活動に係る成果目標を設定するものとする。

なお、本通知の第1の2の(1)の①のアの農地の集積に係る目標については、次のとおりとする。

【農地の集積に係る目標】

福島県や市町村が定める農地の集積に係る目標等を踏まえて、当該目標を設定するものとする。

② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

(2) 活動目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第1の2の(2)の活動目標を設定するものとする。

3 経営第2816号
令和4年2月25日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農業委員会による最適化活動の推進等について

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされている。

今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標（局長通知の第1の2の(1)の成果目標及び(2)の活動目標をいう。以下同じ。）の設定等に取り組むこととされたところである。

以上の点を踏まえ、局長通知による最適化活動の目標の設定等の事務の実施及び法第37条の規定による農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり必要な様式等を下記のとおり定めたので御了知願いたい。

併せて、貴職におかれては、適切な運用をお願いするとともに、貴管下の市町村及び農業委員会に対して通知願いたい。

記

1 最適化活動の目標の考え方

各農業委員会は、局長通知の規定によるもののほか、次により、最適化活動の目標を設定することができるものとする。

(1) 農地の集積に係る目標

- ① 都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。以下「都道府県目標」という。）に即して、市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときには、当該目標を農業委員会の目標として設定できるものとする。
- ② 指針（法第7条第1項の指針をいう。以下同じ。）又は都道府県目標等の目標年度までの各年度ごとの目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。

(2) 遊休農地の解消に係る目標

緑区分の遊休農地の解消（局長通知の第1の2の(1)の①のイのaの(a)をいう。）に係る目標の設定に当たっては、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとする。

(3) 新規参入の促進に係る目標

新規参入の促進に係る目標（局長通知の第1の2の(1)の①のウ）の設定に当たっては、農地中間管理機構に農地中間管理権が設定されたもの又は集落営農法人等に貸し付けられたものを除外できるものとする。

なお、当該新規参入の促進に係る目標は、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくものであり、所有者等の実情等により担い手等に貸し出すことも可能であり、また、内諾を得た時点で実績として計上できるものとする。

2 最適化活動の目標の設定、公表及び報告

各農業委員会が、局長通知の第1の2の(3)により行う最適化活動の目標の公表及び報告並びに第1の5の(1)により行う関係機関への通知は、別紙様式1によるものとする。

3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1) 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員

等」という。)は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を別紙様式2に記録して、活動記録簿(局長通知の第1の3の(1)の①の記録簿をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

なお、各農業委員会が独自に最適化活動に係る記録を記載した書面を、別紙様式2に替えて活用することもできるものとする。

(2) 推進委員等の最適化活動の点検・評価

① 推進委員等の最適化活動の活動状況等の農業委員会への提出

各推進委員等が局長通知の第1の3の(1)の②のアにより最適化活動の点検・評価結果を農業委員会に提出する際は、別紙様式3の1の(1)に、活動記録簿から毎月の活動日数、最適化活動の実績等を集計して記入するとともに、別紙様式3の1の(2)に、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自らの点検・評価した結果を記入するものとする。

なお、推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、推進委員等は、その事由及び日数を備考欄に記入することができる。

② 農業委員会による点検・評価等

ア 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、①により提出された別紙様式3の1の記載内容を踏まえ、別紙様式3の2の「全体としての評語」の欄に次に掲げる評語(別表を参照)を記入した上で、総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。)において出された意見も記入するものとする。

- a 目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
- b 目標に対して期待を上回る結果が得られた
- c 目標に対して期待どおりの結果が得られた
- d 目標に対して期待を(やや)下回る結果となった

イ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等への点検・評価結果等の通知は、アにより必要事項を記入した別紙様式3により、活動年度の翌年度の5月末までに行うものとする。ただし、点検・評価を行う年度の途中に推進委員等の改選等により推進委員等でなくなった者への通知は、点検・評価を行った時点で行うものとする。

ウ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の③に基づき、各推進委員等の選考に点検・評価結果を考慮する場合に、年度途中に点検・評価の結果を活用するときは、活用する時点で点検・評価を行うものとする。

(3) 農業委員会の最適化活動の点検・評価

各農業委員会が局長通知の第1の3の(2)により行う当該農業委員会の最適

化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価は、別紙様式4により行うものとする。

4 最適化活動の点検・評価結果等の報告

- (1) 各農業委員会は、3の(2)及び(3)の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を実施した後は、局長通知の第1の4の(2)の①に基づき、当該点検・評価結果等を別紙様式4及び別紙様式5により、市町村長、都道府県知事及び法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事が局長通知の第1の4の(2)の②により行う、点検・評価結果等の経営局長への報告は、(1)で農業委員会から報告を受けた別紙様式4を取りまとめて行うものとする。

5 農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

(1) 農業委員会における事務の実施状況等の公表

各農業委員会は、法第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに、別紙様式5により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。また、各農業委員会が局長通知の第1の4の(1)により行う公表は、法第37条の規定による公表を以て行うものとする。

なお、農業委員会の審議の透明化を図るため、総会の議事録については、この公表とは別に、インターネットの利用その他適切な方法で公表するものとされていることに留意されたい。

(2) 農業委員会における事務の実施状況等の報告

- ① 各農業委員会は、(1)により公表を行ったときは、公表を行った年の6月末までに別紙様式5の内容を別紙様式6に取りまとめ、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により農業委員会から報告を受けたときは、別紙様式6について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）を経由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）は、廃止することとする。

- 3 令和4年度の目標設定及びその公表並びに都道府県知事への報告については、農業委員会は、局長通知の第1の2の期日にかかわらず、4月以降迅速に行うよう努めるものとする。

別表

目標の達成状況の評語の適用方法

1 農業委員会の目標の評語

農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとする。

【表1】

表2の点の合計点	評語
15点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
10点以上、15点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
5点以上、10点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
5点未満	目標に対して期待を（やや）下回る結果となった

【表2】

目標項目	達成状況	点
(1) 成果目標		
① 農地の集積	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
② 緑区分の遊休農地の解消	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
③ 新規参入の促進	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
(2) 活動目標		
① 活動強化月間の実施	3月以上実施した	1
② 新規参入相談会への参加	推進委員等が1名以上参加した	1

(注) 表2の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表2に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

1 項目を設定した場合：設定した項目の点を3倍する

2 項目を設定した場合：設定した項目の点を1.5倍する

2 推進委員等の評語

推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとする。

【表1】

表2の点の合計点	評語
25点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
20点以上、25点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
15点以上、20点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
15点未満	目標を（やや）下回る結果となった

【表2】

目標項目	達成状況	点
(1) 成果目標		
① 農地の集積	達成率110%以上	4
	達成率90%以上、110%未満	2
	達成率90%未満	1
② 緑区分の遊休農地の解消	達成率110%以上	4
	達成率90%以上、110%未満	2
	達成率90%未満	1
③ 新規参入の促進	達成率110%以上	4
	達成率90%以上、110%未満	2
	達成率90%未満	1
(2) 活動日数目標		
① 月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）	目標を上回った	6
	目標どおり	4
	目標を下回った	2
② 月当たりの最適化活動の日数（年間平均）	13日以上	12
	8日～12日	8
	6日～7日	4

(注) 表2の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表2に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

1 項目を設定した場合：設定した項目の点を3倍する

2 項目を設定した場合：設定した項目の点を1.5倍する

〇〇年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名:

農業委員会名:

I 農業委員会の状況(〇年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 年 月 日

任期满了年月日 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計		
			普通畑	樹園地	牧草畑
耕地面積					

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	ha	ha	%
課題			

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		ha	ha
課題			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	経営体	経営体	経営体
	ha	ha	ha
課題			

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	人
		農地利用最適化推進委員の 人数	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

【推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標】

No.	担当区域	目標								備考
		担当区域 の農地面積	新規集積 面積	集積面積 (累計)	集積率	遊休農地 解消目標		新規参入 貸付等 同意面積	活動日数	
						既存遊休 農地の解 消面積	新規発生 遊休農地 の解消面 積			
ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	日/月			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合計										

※ 担当区域欄は、個人が特定できないよう記入(例えば「A区域」、「B区域」とする。)

農業委員会活動記録簿 (月分)

氏名

日時	月 日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他
項目 (大-中-小)	— — その他詳細 ()			会議名	
活動の 相手	氏名			属性	出し手・受け手・関係機関・参入希望者
	(受け手の場合)該当の有無		認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営		
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他			新規 参入者 情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介
	面積(a)		農地バンク の活用意向		有・無
詳細					
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入	
	(遊休農地解消の場合)方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他	
備考					

日時	月 日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他
項目 (大-中-小)	— — その他詳細 ()			会議名	
活動の 相手	氏名			属性	出し手・受け手・関係機関・参入希望者
	(受け手の場合)該当の有無		認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営		
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他			新規 参入者 情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介
	面積(a)		農地バンク の活用意向		有・無
詳細					
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入	
	(遊休農地解消の場合)方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他	
備考					

農業委員会活動記録簿(別紙様式2)の記入要領

1 「項目」欄は、次により記入する。

大項目	中項目	
	小項目	
1 法令による農業委員会の権限事項 (法第6条第1項)	① 総会、研修会等の出席 ② 事前相談、現地確認等 ③ 紛争の調停・仲介 ④ 農地情報収集・提供 ⑤ その他(具体的な活動を記入)	
2 担い手への農地の集積・集約化 (法第6条第2項)	最適化活動	① 出し手・受け手の意向把握
		② 話し合い活動への参加 ア コーディネーター(座長等) イ 農地地図を持参 ウ 農地情報の提供 エ その他
		③ 関係機関との打ち合わせ
		④ 総会に出席し意見陳述(推進委員のみ)
		⑤ その他(具体的な活動を記入) ア あっせん予定農地の案内 イ 書類等の作成支援 ウ その他
3 遊休農地の発生防止・解消 (法第6条第2項)	最適化活動	① 現地確認 ア 利用状況調査 イ その他
		② 利用意向調査(把握結果) ア 自ら耕作 イ 農地バンクに貸付・売却希望 ウ 農地バンク以外に貸付売却希望
		③ 不明所有者等の探索 ア 登記状況の確認 イ 現地等での聞き込み ウ 判明した権利者の同意取得
		④ 遊休農地の解消活動 ア 所有者への営農再開意向確認 イ 受け手への農地の仲介・あっせん ウ 農地バンクへの情報提供 エ 委員自ら解消作業 オ 基盤整備の実施に向けた活動
		⑤ その他
4 新規参入の促進活動 (法第6条第2項)	① 希望者の相談対応 ② 新規参入者のフォローアップ ③ 相談会への参加 ④ 参入希望者に対する講習・意見交換 ⑤ その他	
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供(法第6条第3項)	① 経営の合理化の推進 ② 農業者年金の普及推進 ③ 全国農業新聞・全国農業図書普及推進 ④ その他	

※ 最適化活動は、上記の大項目の2から4までの活動が該当し、1と5の活動は、最適活動を行った日数に含まないことに留意する。

2 「意向概要」欄は、次により記入する。

売: 売りたい、貸: 貸したい、委: 農作業を委託したい、買: 買いたい、借: 借りたい、受: 農作業を受託したい、参: 新規参入したい、他: その他

3 「詳細」欄は、行った活動の内容を記入する。

※ 本記録簿と同様の項目を記録可能な記録簿(電子ファイルを含む)であれば、本記録簿の様式によらず、最適化活動の記録簿とすることができる。

農業委員会名	1 最適化活動の成果目標											2 最適化活動の活動目標						3 点検・評価結果								
	(1) 農地の集積					(2) 遊休農地の解消等						(3) 新規参入の促進		最適化活動を行う農業委員の人数	農地利用最適化推進委員の人数	(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数		(2) 活動強化月間		(3) 新規参入相談会への参加		農業委員会の点検・評価結果(評語)	推進委員等の点検・評価結果			
	前年度末の集積率	目標	実績			目標	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標			実績	目標	実績	目標	実績	評語ごとの該当する推進委員等の人数					
		集積率	農地面積	集積面積	今年度末の集積率	緑区分解消面積	緑区分解消面積	黄区分解消工程表策定(有無を記入)	新規発生解消面積	新規発生解消面積	同意・公表面積	同意・公表面積	月当たり活動日数	月当たり活動日数(平均)	活動強化月間の実施回数	活動強化月間の実施回数	新規参入相談会への参加回数	新規参入相談会への参加回数	目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	目標に対し期待を上回る結果が得られた	目標に対し期待どおりの結果が得られた		目標に対し期待を(やや)下回る結果となった			
%	%	ha	ha	%	ha	ha		ha	ha	ha	ha	日	日	回	回	回	回	人	人	人	人					

※ 都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告

〇〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： _____

農業委員会名： _____

I 農業委員会の状況(〇年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 年 月 日

任期満了年月日 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積					

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	ha	ha	%
課題			

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	ha	農地面積(F)	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	%		

農業委員会の 点検結果	
----------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		ha	ha

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	ha
---------------------------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	1号遊休農地の面積	ha	うち緑区分の遊休農地	ha
			うち黄区分の遊休農地	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	

農業委員会の点検結果	
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	経営体	経営体	経営体
	ha	ha	ha
課題			

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		ha
公表URL		(その他の公表方法)
目標に対する達成状況(B)/(A)		%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	経営体
	取得農地面積	ha

農業委員会の点検結果	
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	人
		農地利用最適化推進委員の人数	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

--

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

農業委員会名	1 総会・部会の開催実績			2 農地法第3条に基づく許可事務						3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)				4 違反転用への対応			
	総会 開催数	部会	部会 開催数	1年間の 処理件数	うち 許可件数	標準 処理期間	処理期間 (平均)	総会開催 日の公表 状況	申請書締 切日の 公表状況	権限移譲の 状況	1年間の処 理件数	標準処理期 間	処理期間 (平均)	管内の 農地面積	違反転用 面積	違反転用解消のために 実施した活動内容	違反転用 解消面積
	回	設置数	回	件	件	日	日	公表の有無	公表の有無		件	日	日	ha	ha		ha

※1 権限移譲の状況欄は、農地転用許可の権限を有する者について、「都道府県知事」、「指定市町村」、「市町村長」、「農業委員会」のいずれかを記入
 ※2 都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告